

第6章 2013年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2013年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2013年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	地球温暖化の代表物質CO ₂ の発生源を追及し、実態を明らかにして、発生量の減少をはかり、目標達成の計画を作成、実施すること。 また、国、政府任せでなく、川崎市独自性をもつこと。	本市では、「川崎の特徴・強みを活かした環境施策の推進」を柱の一つとする「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を地球温暖化対策の基本方針とし、地球温暖化対策推進条例、地球温暖化対策推進計画を定め、総合的かつ計画的に取組を進めております。 また、市域における温室効果ガス排出量を算定し、計画の進行管理の指標とするとともに公表をしております。 今後におきましても、計画で定めている目標の達成に向けて取組を推進してまいります。
地球環境	地球温暖化や都市気温の上昇（ヒートアイランド）を防ぐためには、まず市内における二酸化炭素濃度を観測する必要があります。気象庁は、川崎市内で調査していないし、神奈川県が測定を中止したなか、市が率先して測定を開始し結果を市民に公表すべきです。	二酸化炭素濃度の測定については、気象庁の測定データを活用することで対応が可能なものと考えておりますが、今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。
地球環境	温室効果ガスに係る排出量の数値が、2012年度のものとするべきところ、2010年度しかも暫定値となっております。国の調査結果を待つのではなく、市独自に調査し公表すべきです。 例えば、国の「環境モデル都市」になっている北九州市では、市独自に全市の排出量を計算して国に報告しています。	本市では、地球温暖化対策の効果を適切に把握するため、市域における温室効果ガス排出量を算定しておりますが、排出量の算定に使用する国の統計資料の一部について開示時期が遅れていることから、2011年度の温室効果ガス排出量は「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」の各事業者の報告内容を活用した数値を暫定値とし、対応を行うとともに、現在、ホームページにおいてその結果を公表しております。今後とも情報提供に努めてまいります。
地球環境	昨秋公表されたIPCC第5次報告は、世界の温暖化の危機と対策の緊急性を求めています。市の目標値は「2020年度まで25%以上の削減」ですが、これに加え2050年度までの長期目標を早急に定める必要があると考えます。因みに、京都市は「2050年60%削減/90年比」、堺市も同じ（但し05年比）、北九州市では「2050年50～60%削減/05年比」を掲げています。	本市の目標については、2010年10月に策定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、国の中期目標を基本として設定したものです。その後、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故発生など社会経済環境が大きく変化する中、国が掲げた新たな目標は暫定的なものであり、今後、国のエネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえ見直され、確定的な目標が設定されることから、本市の目標については、これらの国の目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて改定の検討をしております。

3 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちを目指す

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	川崎市は、大都市の中で一人あたりの都市公園面積が大阪市に次いで少ない。従って、これ以上樹林地や農地を減らすことなく、緑地の保全を進めるべきです。	緑地の保全につきましては、法や条例、要綱などにより様々な緑地保全施策を進めておりますが、地権者の理解と協力を得ることが不可欠ですので、今後も粘り強く交渉し、理解と協力をさせていただけるよう努めてまいります。

4 安心して健康に暮らせるまちをめざす

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	二酸化窒素NO ₂ の環境基準の上限値0.06ppmを一日も早く達成すること。そして、全局が下限値の0.04ppmを達成するために原因の追及と対策を強化し、さらに、環境目標値0.02ppmを目指して、公害病患者の発生しない大気になるよう計画を立てること。	2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、これまで行ってきた工場・事業場の環境対策や自動車の環境対策の継続、新たなトラックの買替補助制度の実施、産業道路クリーンライン化事業など、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。
大気	光化学スモッグの環境基準を達成すること。被害者、被害届がないからといって、対策をゆるめないこと。NO ₂ が原因物質のひとつであり、さらに濃度を下げ、増加させる計画はやめさせること。	広域的な大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、全国的にも光化学オキシダントの環境基準達成率は非常に低い状況です。環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、削減対策を進めることが重要であり、広域での対策・検討が不可欠であることから、国の対応を踏まえながら近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。 また、新設の事業所に対しては、市条例に基づき既設の事業所より厳しい基準を適用して、窒素酸化物の排出規制、監視指導を行うとともに、より一層の排出抑制に向けて、できる限り優れた環境性能を備えた施設を導入することなどの指導を行い、大気環境改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。
大気	PM2.5（微小粒子状物質）の測定体制を強化すること。現在ある測定局（18局）の全局で測定し、SPM、NO ₂ 、SO ₂ 等のデータを生かし、関連を追及し、まとめて、発生源物質の解明、対策を早急に市としておこなうこと。	PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2013年度には14局体制となりました。残りの4局については、環境省が定める設置基準に適合していないことから設置は難しいと考えていますが、今後の設置基準の改正等の動向に応じて対応を検討してまいります。 また、PM2.5対策の基礎資料となる成分組成の解明に向け、各種発生源周辺及び北部丘陵地において、成分分析調査を充実していくとともに、国の対応を踏まえながら近隣自治体と連携を図り、取組を進めてまいります。
大気	大気環境の評価については、今後環境基準・対策目標値（上限値）だけでなく、下限値並びに市の環境目標値の達成状況についても載せるべきです。	2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、これまで行ってきた工場・事業場の環境対策や自動車の環境対策の継続、新たなトラックの買替補助制度の実施、産業道路クリーンライン化事業など、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進するとともに、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

<p>大気</p>	<p>窒素酸化物対策については、環境基準（対策目標値）の「下限値 0.04ppm またはそれ以下」という目標を真正面にとらえ、対策を進めるべきです。そうすることにより、環境目標値（0.02ppm）達成の目途も俎上に上がってきます。</p>	<p>2013年度は、全測定局で二酸化窒素の「対策目標値」を達成しました。今後は、「対策目標値」を継続的に達成できるよう、これまで行ってきた工場・事業場の環境対策や自動車の環境対策の継続、新たなトラックの買替補助制度の実施、産業道路クリーンライン化事業など、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>微小粒子状物質（PM2.5）の測定機の設置については、今年度末で14局になったが、残り4局についても障害物をなくす等全力を尽くし、早急に設置されるべきです。 併せて、成分分析の成果をふまえ発生源対策を早期かつ着実に講じていく必要があります。さらに、PM2.5高濃度予報の発令状況も載せた方がよい。</p>	<p>微小粒子状物質（PM2.5）の測定機については、環境省が定める測定機の設置基準に適合する14局への設置を2013年度に完了しました。残り4局については、この設置基準に適合していないことから設置は難しいと考えていますが、今後の設置基準の改正等の動向に応じて対応を検討してまいります。 また、PM2.5の発生源は、固定発生源や移動発生源のほか、暖房等様々な要因があり、また二次生成や移流等による広域影響も大きいとため、近隣自治体と連携して取り組みを推進してまいります。PM2.5高濃度予報については、環境基本計画年次報告書に回数を掲載してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>大手工場に適用されている総量基準は、現状の排出用に照らして甘すぎないか。NO_xやSPM・PM2.5などの公害物質を減らしていくためもっと厳しく改正すべきです。例えば、これまで指摘した東電川崎火力のように、再稼働が開始されると、現状をはるかに超える公害が排出し市民の健康にとって由々しき事態となります。</p>	<p>窒素酸化物の排出量は対策目標量9,330トンに対し9,144トン、粒子状物質の排出量は対策目標量2,120トンに対し1,538トンで目標量を達成していますが、継続して指導してまいります。また、新設の事業所に対しては、市条例に基づき既設の事業所より厳しい基準を適用して、監視指導を行うとともに、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促進してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>産業道路の大気汚染改善については、工場等からかなりの影響がされていることが推定されるので、さらに固定発生源対策も併せて強化すべきです。</p>	<p>固定発生源である事業所等に対しては、年間の排出量報告を求め、その排出実態を把握するとともに、施設設備が適正に管理され、排出量が少しでも抑制されるよう、引き続き関係法令に基づき継続して指導してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>自動車からの大気汚染は改善傾向にあります。幹線道路を中心にまだ厳しいものがあります。引き続き、交通量の削減や低公害車の普及等、関係者とともに推進してもらいたい。なお、自動車公害を改善するためには、短期的評価（1時間値）を考慮した規制も有効と考えるので検討されたい。</p>	<p>二酸化窒素の対策目標値については、国の環境基準に準拠する形で定めており、1時間値は設定していませんが、今後も「対策目標値」を継続的に達成できるよう、これまで行ってきた工場・事業場の環境対策や自動車の環境対策の継続、新たなトラックの買替補助制度の実施、産業道路クリーンライン化事業など、県や関係団体などの関係機関と連携を図りつつ、二酸化窒素等の低減による大気環境の改善に向けた取組を総合的に推進してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>市役所前の大気汚染濃度電光表示板が一時的に撤去されましたが、PM2.5など大気汚染の危険性を市民に知らせる表示は依然として重要と考えます。不評な第3庁舎内の表示盤の改善とともに、ただちに設置を進めるべきです。 また、最新の大型ビジョン等について、市内の各区役所・主要駅等・繁華街などに設置していくことを検討すべきです。</p>	<p>大気汚染情報（1時間値）の表示は、公害監視センターの環境総合研究所への移転に伴い、多様な情報は供媒体を用いて幅広く市民に情報提供できるよう、次のとおり拡充を図りました。 ・社会的関心が高まっている微小粒子状物質（PM2.5）のホームページ上の公表 ・テレビ神奈川のデータ放送を用いた一般局のPM2.5を含む大気環境データの公表 ・第3庁舎1階ロビーに設置したモニターによる一般局9局、自排局9局のPM2.5を含む大気環境データの公表 今後も、引き続きわかりやすい大気環境情報の周知・広報等に取り組んでまいります。</p>

<p>大気</p>	<p>自転車と歩行者の安全を守るため、歩道と自転車の専用道路を整備すべきです。その場合、必要なら自動車道路の車線を削減してでも行うべきです。「自動車優先」の交通体系を変革していかなければならない。</p>	<p>自転車利用者、歩行者の安全・安心な通行環境を構築することは最優先と考えております。一方で、円滑な自動車交通を確保することも道路管理者として、重要な問題ですので、いただいたご意見を踏まえ、今後も検討を進めてまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>大気汚染などが原因となって、健康被害が増え続けています。市内の気管支ぜんそく患者は、すでに2万人を超えています。市健康福祉局は、公害による健康被害を認め被害者の救済と生活保障に力を注ぐべきです。</p>	<p>一般的に気管支ぜん息の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、ペット類の体毛、花粉などのいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因など、実に様々な要因が指摘されている中で、本市の制度は広く気管支ぜん息患者の健康の回復と福祉の増進を図る制度として実施しており、発症の要因を問わずにアレルギー対策の一環として助成を行ってまいります。</p>